

報告第7号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、神戸地方裁判所洲本支部に対し、市営住宅明渡し等請求事件に係る訴えの提起をすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月7日提出

淡路市長 戸田 敦大

委任専決第2号

市営住宅明渡し等請求事件に係る訴えの提起についての専決処分について

次のとおり、神戸地方裁判所洲本支部に対し、市営住宅明渡し等請求事件に係る訴えの提起をすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和8年7月22日

淡路市長 戸田 敦大

1 当事者

(1) 原告 淡路市 代表者市長 戸田 敦大

(2) 被告

住 所 兵庫県淡路市

氏 名

2 請求の趣旨

被告に対し、市営住宅の明渡しを求めるとともに、未払の家賃、督促手数料（以下「滞納家賃等」という。）及び入居許可の取消しをした日から当該住宅の明渡しを行う日までに係る損害金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該住宅の明渡し並びに滞納家賃等及び損害金の支払について、仮執行の宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 市は、被告に対し、住宅への入居を決定し、被告は、平成13年12月6日付けで当該住宅に入居した。
- (2) 市は、被告が住宅の家賃の滞納が相当期間あるにもかかわらず、市の再三の催告にも応じなかったため、令和7年7月28日付けで、被告に対し、2週間の期限をもって滞納家賃の納付等を催告した。その結果、被告から市に同年8月18日に同年10月末日までを期限とする「退去届」及び滞納家賃等「分納誓約書」の提出があったが、当該期限を経過しても被告から退去する旨の連絡なく、平成28年6月分から令和7年11月分までの滞納家賃等の合計5,421,100円は依然納付していない。
- (3) 市は、被告に対し、「淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例」(平成17年淡路市条例第198号。以下「条例」という。)第45条第1項第2号に規定する入居許可の取消要件に該当するため、令和7年11月30日付けで当該住宅への入居許可を取り消した。
- (4) 市は、令和7年12月1日に被告と面談し、前号の入居取消しを伝え、令和8年1月31日を期限として、住宅の明渡しを請求し、自主的な退去を求めたが、その期限を経過してもなお、自主的な退去がなされていない。
- (5) 以上のことから、市は、条例第45条及び「淡路市営住宅の家賃滞納整理事務処理要綱」(平成17年淡路市訓令第33号)第7の規定により、当該住宅の明渡しと滞納家賃等5,421,100円(家賃5,411,300円、督促手数料9,800円)及び入居許可取消しをした日から当該住宅の明渡しを行う日までに係る損害金の支払を求める。

4 訴訟追行の方針

判決の結果必要があると認めるときは、上訴する。